平成26年(2014年)10月7日 子 ど も 文 教 委 員 会 資 料 子ども教育部保育園・幼稚園担当

(第59号議案)

中野区保育所条例の一部を改正する条例

(新旧対照表)

(新旧对照表)			
改正案		現行	
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以		第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以	
下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、		下「法」という。) 第35条第3項の規定に基づき、	
中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のと		中野区保育所(以下「保育所」という。)を次のと	
おり設置する。		おり設置する。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
中野区弥生保育園	東京都中野区弥生町五丁 目 4番8号	中野区弥生保育園	東京都中野区弥生町五丁 目4番8号 <u>(分園 東京</u> 都中野区弥生町五丁目5 番2号)
(略)	(略)	(略)	(略)
第2条~第7条 (略)		第2条~第7条 (略)	
付 則 (略)		付 則 (略)	
<u>附 則</u>			
この条例は、平成26年11月1日から施行する。			